



2019年度要求額 4,000百万円
平成30年度当初 400百万円、29年度補正 2,710百万円

背景・目的

日本の海岸には毎年、多くのごみが漂着している。海洋ごみは、国内外を問わず様々な地域由来のものが混在しており、自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にあることから、国が補助金による支援を実施し海洋ごみ対策を進める必要がある。

事業概要

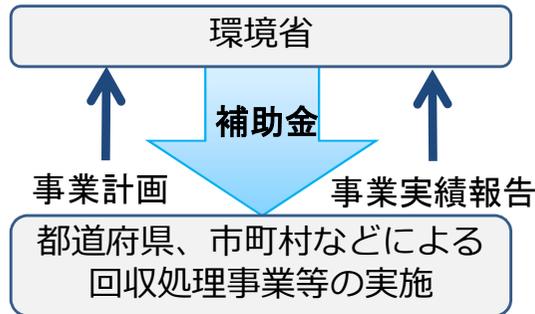
海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

- (補助率)
- 地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 事業費10百万円を上限とする定額補助※（ただし定額を超えた分等は、事業費の1/2）
 - 回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9/10～7/10
- ※定額補助は、2023年度までの時限措置

事業目的・概要等

事業スキーム

都道府県に対して補助金を一括交付する。市町村事業への補助は都道府県を通じた間接補助事業となる。



期待される効果

全国における海洋ごみ対策の推進により、海洋環境の保全を図るとともに、将来にわたって海洋の優れた景観を維持・保全することにより、地域社会や漁業・観光等の地域の基幹産業の振興に欠かせない美しく豊かな海の実現に努める。

イメージ

漂流・漂着ごみの及ぼす様々な影響

海洋環境 沿岸居住環境 船舶航行 観光・漁業



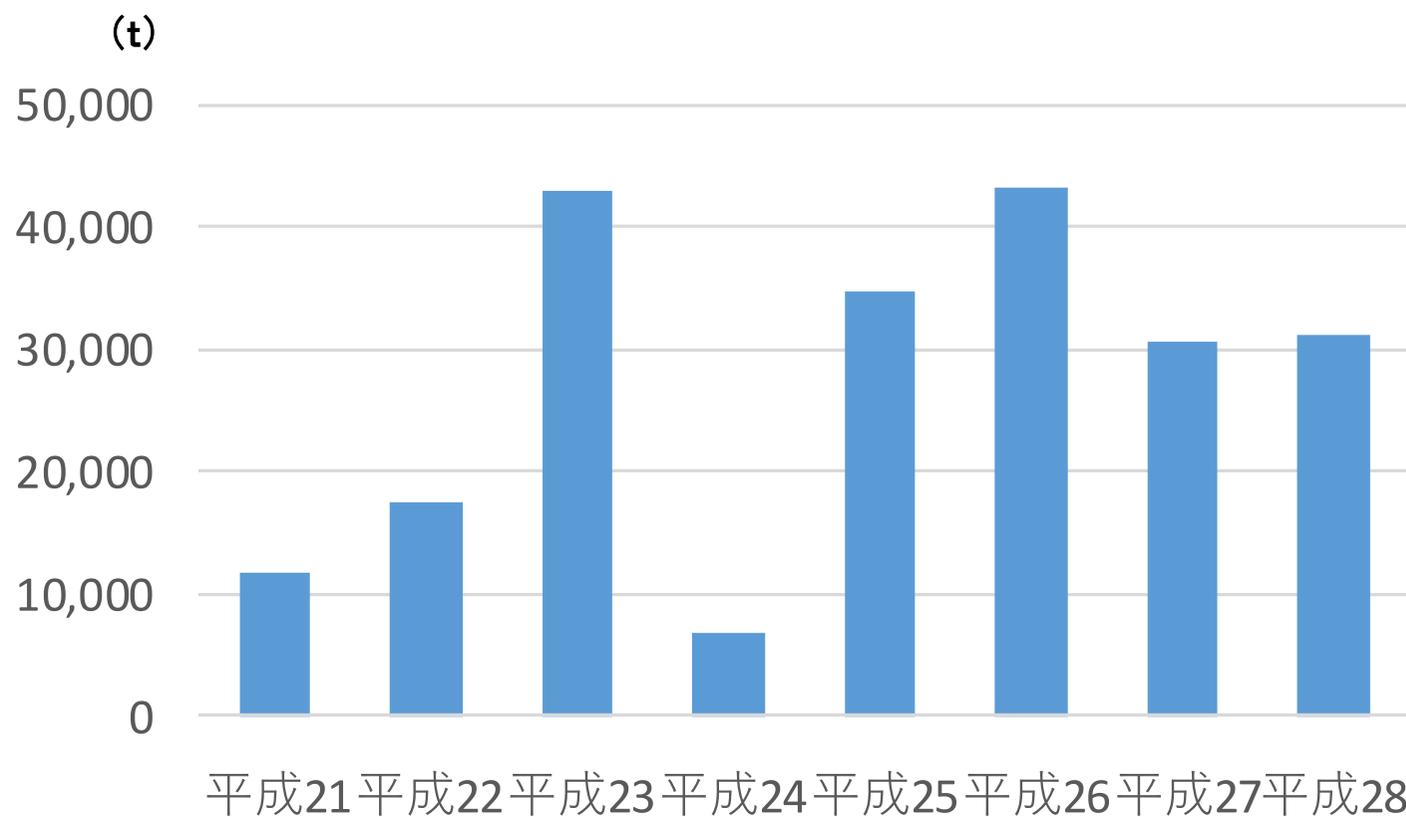
海洋ごみの回収処理事業等の推進



重機やボランティアによる海洋ごみの回収処理事業活動

全国の漂流・漂着・海底ごみ対策の推進により、海洋環境の保全等を図る。

海岸漂着物地域対策推進事業による回収・処理量



年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
予算 (百万円)	5,960				9,988		2,850	3,002
回収・処理量 (t)	11,760	17,584	43,058	6,617	34,610	43,259	30,611	31,141



海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費

(うち、漂着ごみ対策総合検討事業、漂流・海底ごみ対策総合検討事業)

2019年度要求額
289百万円 (167百万円)
うち165百万円 (107百万円)

背景・目的

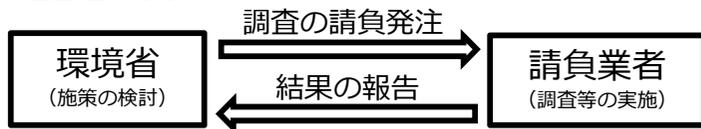
事業目的・概要等

- 日本には毎年多くの海洋ごみ(漂着・漂流・海底ごみ)が発生し、海洋環境の悪化や船舶航行・漁業への影響等をもたらし、近年は、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念され、世界的な課題となっており、平成30年6月に海岸漂着物処理推進法が改正されたところ。これを受け、海洋ごみの発生抑制により一層取り組む必要がある。
- 効果的な回収処理・発生抑制対策を行う上で、マイクロプラスチックを含む漂着ごみ及び漂流・海底ごみの発生状況の実態の適切かつ継続的把握が不可欠。
- 我が国沿岸の海洋ごみ削減には、プラスチック等のごみの更なる発生抑制が重要であり、地域循環共生圏の観点も踏まえつつ、沿岸～内陸にわたる広域的な発生抑制対策が不可欠である。
- また、その対策の推進にあたっては、地方自治体に加え、各関係主体(民間団体、業界団体、研究機関等)の連携・協力の強化及びその継続が非常に重要となる。

事業概要

- ①漂着・漂流・海底沈降に係る一連のプロセスを把握するため、我が国海岸における漂着ごみの量・分布等及び我が国沿岸海域及び沖合海域(近海及び南方海域)における海底ごみの量・分布等の実態を把握するとともに、マイクロプラスチックに含まれる有害物質の抽出等を実施する他、河川・湖沼におけるマイクロプラスチックの存在実態調査に着手する。
- ②複数地方公共団体連携による国内沿岸～内陸での流域圏での広域的なごみ発生抑制の推進のため、複数地方公共団体連携による漂流ごみ発生抑制対策モデル事業として、漂着ごみ発生源解析調査、多様な関係主体の参画による広域的な発生抑制対策を実施し、その効果の計測・評価等を行う。
- ③全国規模の関係主体の取組等に関する情報共有や主体間の連携・協力を推進するため、環境省主導のもと、関係主体の参画による「海洋ごみ対策推進フォーラム」(仮称)の設置・運営を行う。

事業スキーム



期待される効果

- 我が国における海洋ごみの汚染実態の的確な把握及び効果的な海洋ごみ対策の促進に繋げる。
- 陸域も含めた流域圏での効果的かつ総合的なごみ発生抑制対策を促進する。
- 各関係主体間の連携・協力を通じて、我が国全体での海洋ごみ問題の認知度向上、関係主体の主体的な参画のもとでの実態把握、発生抑制対策の促進を図る。
- 以上により、我が国におけるマイクロプラスチックを含む海洋ごみの削減を図る。

漂流・漂着・海底ごみ量・分布実態調査(事業①)

イメージ

陸上から海洋に流出したプラスチックごみ発生量(2010年推計)ランキング

世界全体	1,270万 t/年
1位 中国	353万 t/年
2位 インドネシア	129万 t/年
3位 フィリピン	75万 t/年
4位 ベトナム	73万 t/年
5位 スリランカ	64万 t/年
6位 タイ	41万 t/年
7位 エジプト	39万 t/年
8位 マレーシア	37万 t/年
...	...
30位 日本	6万 t/年

※推計量の最大値を記載
(出典) Plastic waste inputs from land into the ocean (2015, Feb. Science)

調査海域

漂着ごみ調査

漂流ごみ調査

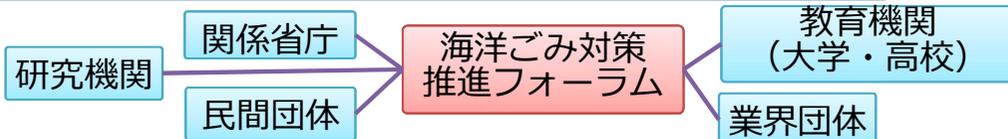
マイクロプラスチック調査(海域、河川・湖沼)

複数地方公共団体連携によるごみ発生抑制対策モデル事業(事業②)

漂流・漂着ごみ

流域圏のごみ調査・近隣都府県対策推進

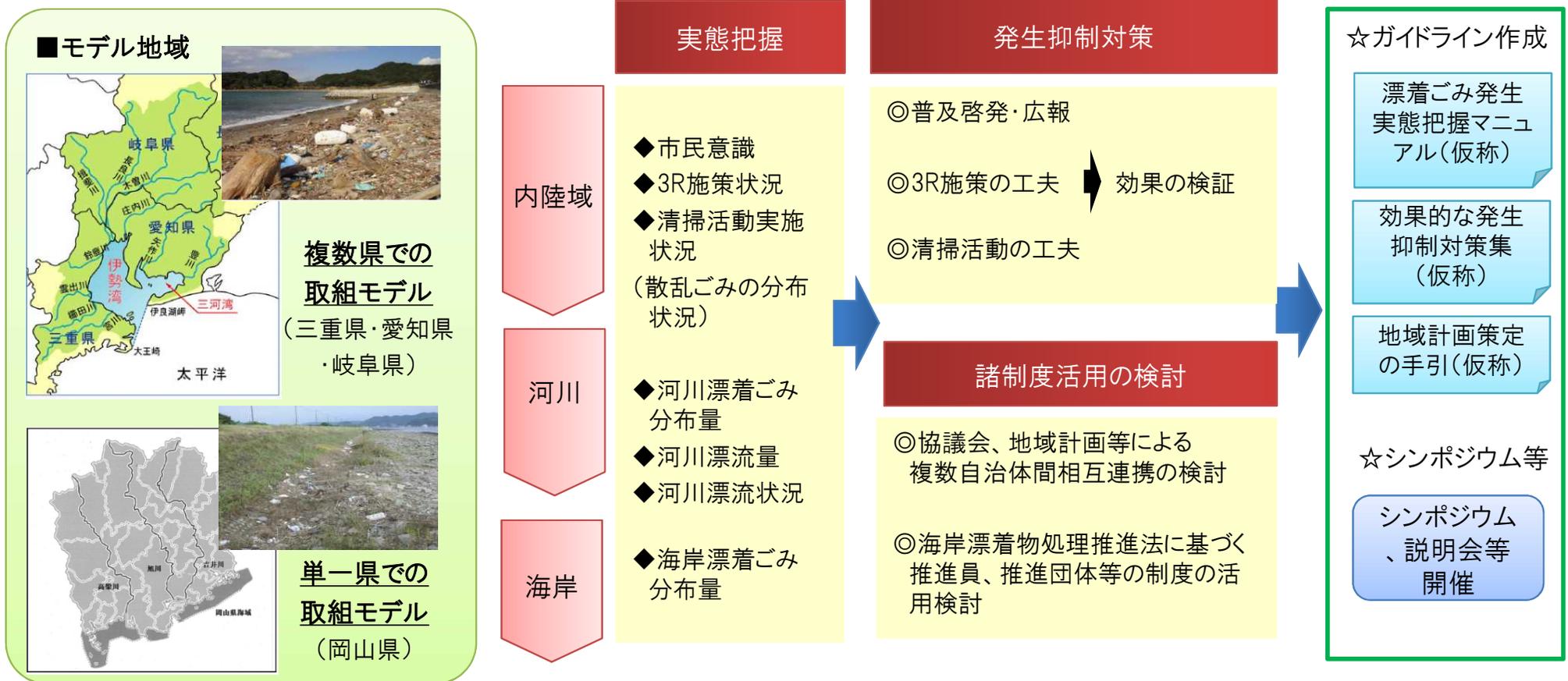
漂着ごみ等の削減に向けた連携方策検討事業(事業③)



海洋ごみ削減のための複数自治体等連携による発生抑制対策等モデル事業（概要）

海洋ごみ（漂着・漂流・海底ごみ）対策として、海岸漂着物処理推進法に基づき、海洋ごみの回収・処理をはじめ各種対策を行っているところ。しかしながら、より一層の海洋ごみ削減のためには、その回収・処理の継続的な実施に加え、多様な主体が連携した**内陸域を含めた広域的な発生抑制対策等を推進**することが非常に重要。

沿岸域のみならず、**内陸域を含む流域圏の地方自治体、関係行政機関、民間団体等の多様な主体が参加・連携した取組を推進する。**



成果を全国に横展開し、広域的な発生抑制対策を推進



海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費 (うち、海洋ごみ国際戦略総合検討事業)

2019年度要求額
289百万円 (167百万円)
うち124百万円 (60百万円)

背景・目的

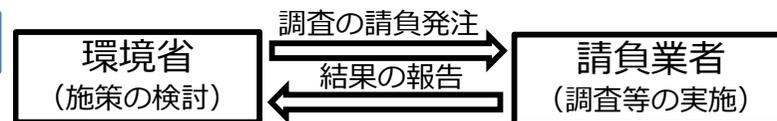
- 近年、世界の広域的な枠組み（G7、G20、国連等）やアジア等地域的な枠組み（TEMM、NOWPAP等）において、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題は重要テーマであり、主要排出源であるアジア域での対策は世界にとって喫緊の課題である。
- マイクロプラスチックについては実態把握が急務であるが、国際的な実態把握の促進には、モニタリング手法の調和・標準化が必要。2016年5月のG7富山環境大臣会合では、関係国等へのアウトリーチやモニタリング手法の調和等に向けた取組が優先的な施策とされ日本が主導的な取組を実施中。2018年6月のG7シャルルボワサミットでは、総理から海洋ごみ対策について、途上国を含む世界全体の課題として対処する必要があること、来年のG20サミットでも取り組む旨が述べられた。
- このような状況を踏まえ、海洋ごみに関する国際動向を適時・的確に把握し、この分野における我が国の取組状況等も踏まえつつ、広域的・地域的な枠組み（二国間協力含む）における国際連携・協力を戦略的に進める必要がある。
- モニタリング手法の調和については、我が国による主導的な取組を更に進め、成果をガイドライン等に取りまとめ、各種枠組みを通じて国際的な普及を図る必要がある

事業概要

- ①海洋ごみに関する国際動向を調査し、国際連携・協力の戦略等を検討する。
- ②上記の調査・検討を踏まえ、アジア等の地域的な枠組み及び広域的な枠組みを通じた国際協力を推進する。
- ③モニタリング手法調和に向けた調査及びガイドライン作成・普及等を実施する。

事業目的・概要等

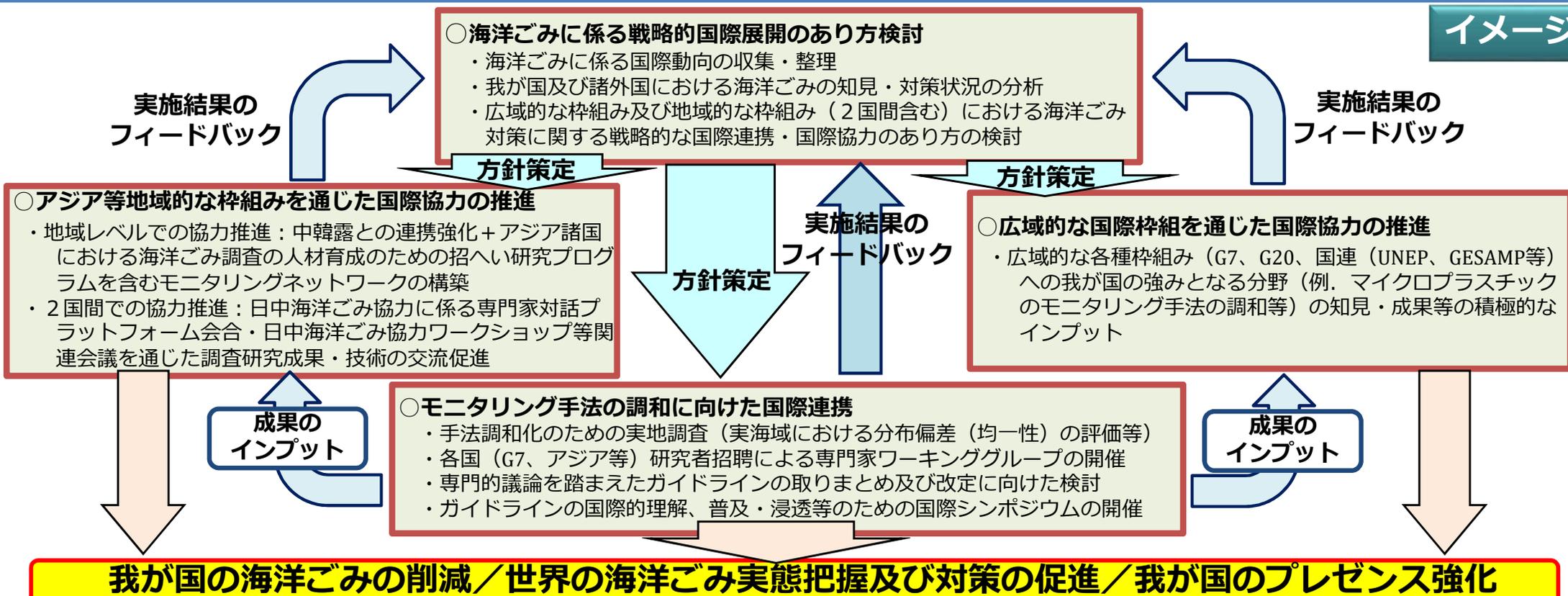
事業スキーム



期待される効果

これらの取組を総合的に推進することにより、我が国の海洋ごみの削減、世界のマイクロプラスチックを含む海洋ごみの実態把握及び対策の促進を図るとともに、国際的な連携・協力を通じて、我が国のプレゼンス強化に資する。

イメージ



地域レベルでの連携について

<北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)における取組>

- 国連環境計画(UNEP)の地域海行動計画の1つ。
- 日本、韓国、中国、ロシアによる海洋環境保全を目的としている。
- 平成19年～現在 :地域行動計画(RAP MALI)
 - ・ 各国政府による海洋ごみに関する情報共有
 - ・ ワークショップ、海岸清掃キャンペーンの実施(平成30年6月に釜山で実施)



2018 NOWPAP ICC

<日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)における取組>

- 日中韓三カ国の環境大臣が、本地域及び地球規模の環境問題に関する対話を行い、協力関係を強化するための会合。
 - ※TEMM: Tripartite Environment Ministers Meetingの略称
- 平成30年6月のTEMM20(中国・蘇州)において、中川大臣から、G20においては、海洋ごみも課題として取り上げる予定であり、三カ国のリーダーシップを発揮して、海洋ごみ対策に取り組むことを提案した。両国から、本課題に対する重要性の認識が示された。



TEMM19

<日中高級事務レベル海洋協議>

- 日中両国の海洋問題全般に関する定期的な協議メカニズム。
- 平成30年4月、第9回会議が仙台市で開催。
 - 2018年の下半期に日本において日中海洋ごみ協力専門家対話プラットフォーム第2回会合及び第2回日中海洋ごみワークショップを同時に実施し、また、2018年秋に引き続き海洋ごみ共同調査を実施し、この分野における協力・交流を更に推進することで一致。

海洋ごみに関する国際連携 (マイクロプラスチックのモニタリング手法の調和化に向けた取組)

平成27年度

G7エルマウ・サミット(平成27年6月)において、G7で初めて、海洋ごみが世界的な問題であることの認識が首脳宣言に盛り込まれ、「海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画」が策定。

平成28年度

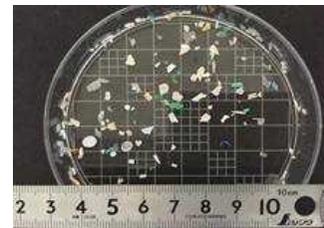
G7富山環境大臣会合(平成28年5月)において、エルマウ・サミットで合意された「海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画」及びその効率的な実施の重要性を再確認するとともに、G7として各国の状況に応じ、優先的施策(※)の実施にコミット。

(※)廃棄物管理に関するG7及び関係国間でのベストプラクティスの共有、マイクロプラスチック分解前段階でのプラスチックごみの回収・処理、海洋ごみ削減に向けた国際協力、発生抑制に関する啓発・教育活動、マイクロプラスチックのモニタリング手法の標準化及び調和化等

→マイクロプラスチックのモニタリング手法の標準化及び調和化について、日本が主導

◆ マイクロプラスチックのモニタリング手法の標準化及び調和化に関する国際専門家会合(平成28年12月東京)を開催し、下記について確認・合意。

- マイクロプラスチックのモニタリング手法・計測項目に関するrecommendationの作成
- 2次元マップ(世界の海域の漂流マイクロプラスチック濃度分布図)の重要性の認識
そのために必要な相互比較のための共同実験の実施
- 2次元マップ作成に向けたパイロットプロジェクトの提案
 - 分析誤差の調査
⇒平成29年度に実施
 - サンプリング誤差の調査
⇒平成30年度に実施(実施中)



～海洋プラスチックごみに係る動態・環境影響の体系的解明と計測手法の高度化に係る研究～

目標：海洋プラスチック汚染の実態解明と地球規模での将来予測

全球のプラスチック循環モデルを構築し、将来のマイクロプラスチック浮遊量を推算する。マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響を評価する。モデルの精度検証や今後のモニタリングの高度化・加速化を可能とする、海洋プラスチックごみをモニタリング・計測する標準的な手法を提示する。

テーマ1 海洋プラスチックごみの沿岸～地球規模での海洋中の分布状況及び動態に関する実態把握及びモデル化

- 地球規模でのプラスチック循環モデルの構築と将来予測
- 海洋プラスチックごみの大洋内及び大洋間動態の物理過程のモデル化
- 海洋プラスチックごみの沿岸海洋における動態解明とモデル化
- 海洋プラスチックごみの循環モデルに要するパラメタリゼーションの研究

テーマ2 海洋プラスチックごみ及びその含有化学物質による生態影響評価

- 海洋プラスチック及びその含有化学物質の海洋環境における分布と動態
- マイクロプラスチックの生物影響評価
- 海洋プラスチック（マクロ及びマイクロプラスチック）の海洋生態系への影響評価

テーマ3 海洋プラスチックごみのモニタリング・計測手法等の高度化

- 各種技術等を活用した漂流ごみ等（マイクロプラスチックを含む）のモニタリング・計測手法の高度化
- 海底堆積物中のプラスチックごみの計測技術の高度化
- 漂着ごみ等のモニタリング・計測手法の高度化



国立・国定公園の海域適正管理強化事業（マリンワーカー）事業

事業目的・概要等

事業スキーム



事業概要

国立・国定公園の海域等において、サンゴ、干潟、藻場、岩礁帯等の優れた景観を有する地区について地元住民等によって構成される民間事業者等を活用し、官・民一体となり、地域の実情に応じた迅速で海域地区の環境保全活動を推進する。

期待される効果

海域国立公園等におけるサンゴを保全するためのオニヒトデ等の駆除、環境美化、利用者マナーの向上など、生態系の維持回復のための総合的な取組により生物多様性保全、海域国立公園等の管理や利用者へのサービスの向上が図られる。

イメージ

○ 事業の概要

国立・国定公園の海域のうち、サンゴ、干潟、藻場、岩礁帯等の優れた景観を有する地区においてオニヒトデの大発生によるサンゴの食害等により生態系の破壊が進んでいる、その対策を迅速に講じるため保護と利用の両立を目的とした優れた管理体制の確率や効率的な管理手法を導入し対策を行う。

【平成31年度の重点課題】

- 1 オニヒトデの駆除等
- 2 サンゴ礁の大規模白化現象後のモニタリング
- 3 ウミガメ、サンゴ等の保護等

【実施予定箇所】知床、三陸復興、小笠原、伊勢志摩、吉野熊野、瀬戸内海、屋久島、奄美群島、慶良間諸島、西表石垣国立公園などで事業を実施

具体的な活動例



ウミガメの卵巣の保護方法の検討



サンゴ礁モニタリング（コドラート調査）



ウミガメ等海洋生態系保全（海岸清掃）



オニヒトデ駆除

背景・目的

<背景>

- 国立・国定公園の海域のうち、サンゴ、干潟、藻場、岩礁帯等の優れた景観を有する地区について海域公園地区の指定を進めており、同地区は地域の重要な観光資源になっている。
- 平成25年度末に慶良間諸島国立公園の新規指定や山陰海岸国立公園の拡張、平成26年度には甑島国立公園など、近年大幅に海域公園地区が増加している。
- 海域の生態系はオニヒトデの大量発生によりサンゴの食害等生態系の破壊が進んできている。

<目的>

- 国立・国定公園の海域を生物多様性条約COP10で採択された愛知目標11（保護地域の効果的な管理）に適合する海域とするため、保護と利用の両立を目的とした優れた管理体制の確立や効果的な管理手法を導入して対策を行う。



災害等廃棄物処理事業費補助金

2019年度要求額
200百万円（200百万円）

背景・目的

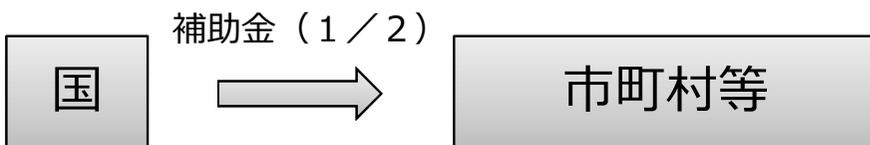
災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）及びその他の事由により特に必要となった廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としている。

【根拠法令】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

事業スキーム



事業概要

- (1) ごみ処理
市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、災害その他の事由のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助。
- (2) し尿処理
市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。）に要する費用に対する補助。

事業目的・概要等

期待される効果

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援することにより、被災市町村における早期の復旧・復興が図られる。

	通常	熊本地震	東日本大震災		
対象	被災市町村	被災市町村	特定被災地方公共団体	特定被災区域	左記以外
国庫補助率	1/2	1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 ・標準税収入の10/100以下の部分は、その額の50/100 ・標準税収入の10/100を超え20/100以下の部分は、その額の80/100 ・標準税収入の20/100を超える部分は、その額の90/100	1/2	1/2
グリーンニューディール基金	-	事業費の2.5%から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、基金を取り崩して措置する。（事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村）	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。	-	-
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	災害対策債の発行条件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置	震災復興特別交付税により全額措置	同左	同左

イメージ



事業目的・概要等

イメージ

背景・目的

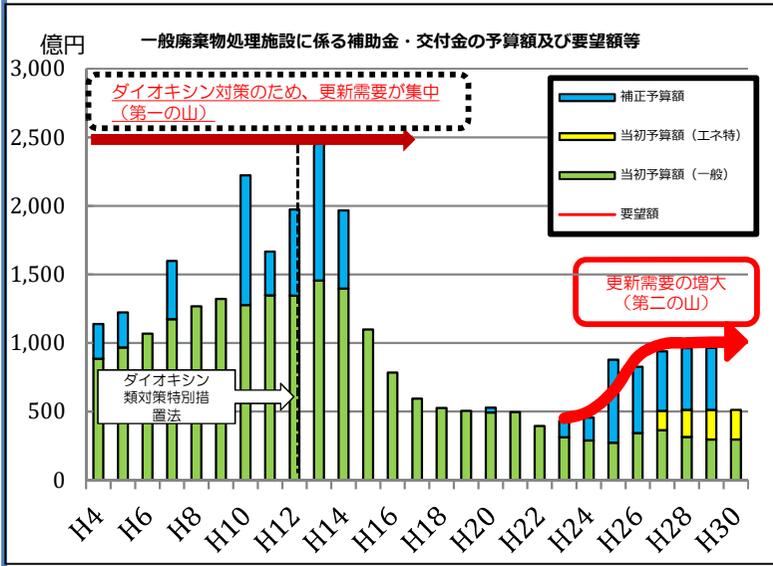
- 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援している。
- 平成当初以降にダイオキシン類対策のため整備した廃棄物処理施設の老朽化によるごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避するため、新たな更新需要も踏まえ、循環型社会構築に寄与できる一般廃棄物処理施設の整備に取り組む必要がある。
- また、ごみ焼却施設において廃熱利用は一部にとどまっていることから、ごみ焼却施設を中心とする地域の廃棄物エネルギー利用のポテンシャルは高く、自立・分散型のエネルギー拠点としての役割が期待できる。

事業概要

- 市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援。
- 高効率なエネルギー回収を行う施設の整備だけでなく、更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する施設の改良による長寿命化の取組を重点的に支援。

期待される効果

- 老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行う一方、施設の改良による長寿命化を図ることで、地域における安全・安心を確保。
- 廃棄物をエネルギー源として有効利用することで、災害時を含めた地域における自立・分散型エネルギーの拠点施設を構築。



＜廃棄物焼却施設・老朽化の現状＞
 全国1,120施設のうち
 築20年超：473施設
 築30年超：209施設
 築40年超：48施設

↑
 （施設耐用年数：15～20年程度）

老朽化して休止した処理施設

事業スキーム



【交付先】

市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区含む）

【交付対象施設】

ごみ焼却施設、最終処分場、既存施設の基幹的設備改良事業、等

【交付率】

交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な施設については1/2。

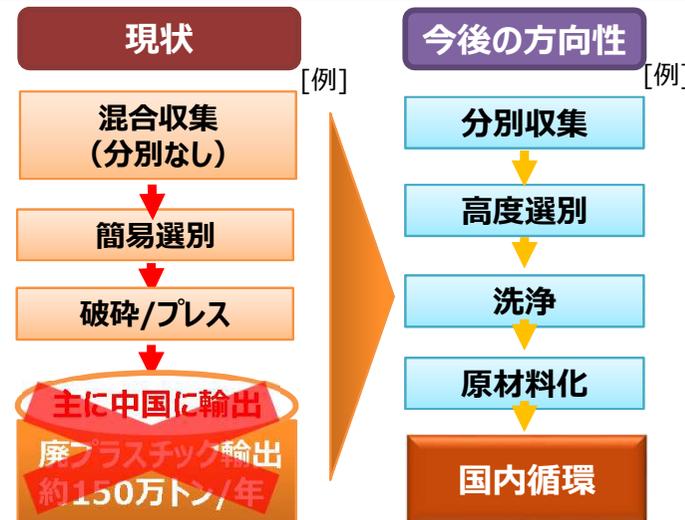


省CO₂型リサイクル等高度化設備導入促進事業

2019年度要求額
4,500百万円（1,500百万円）
（うち要望額1,500百万円）

背景・目的

- これまで年間約150万トンの廃プラスチックが資源として海外に輸出され、その多くが中国に輸出されていた。一方、平成29年12月末に中国が非工業由来の廃プラスチックの禁輸措置を実施。さらに、本年12月末からは工業由来についても禁輸措置を拡大予定。加えて、中国に代わる輸出先となっていたタイ、ベトナムなども同様の禁輸措置を実施し、他の東南アジア諸国も導入の動きが見られる。この結果、国内での廃プラスチックの滞留が問題となっている。
- 昨年度、国内資源循環のための緊急的な支援制度を創設したが、アジア大の禁輸措置拡大に対応するためには、当該措置を大幅に拡充し、設備の高度化・効率化を通じてプラスチックの国内リサイクル体制を速やかに確保することが不可欠。
- 加えて、急速に導入が進んでいる再生可能エネルギー設備等の低炭素製品の排出に適切に対応するため、エネルギー消費の少ない省CO₂型のリユース・リサイクル設備や「省CO₂型リサイクル等設備技術実証事業」等により実証された技術・システムの導入を進める必要。
- 以上を通じて、低炭素化と資源循環の統合的実現を目指す。



事業概要

- プラスチックの高度なリサイクルに資する省CO₂型（トップランナーと同水準）設備及び低炭素製品等に係るリユース・リサイクルのための省CO₂型設備の導入費用について、1/2を上限に補助。

(例)



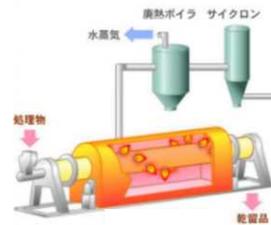
廃プラの破碎・洗浄・脱水設備



カッター一体型高速ペレット化設備

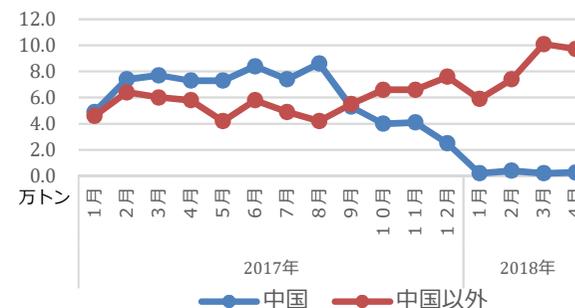


太陽光パネルリサイクル設備

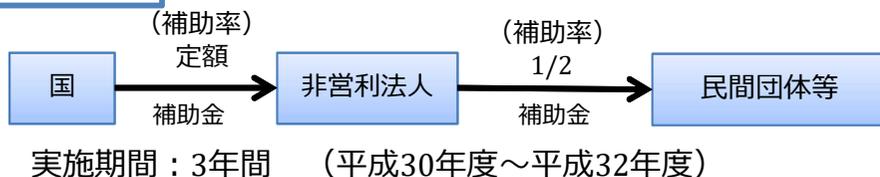


炭素繊維強化プラスチックリサイクル設備

プラスチックくずの輸出量の推移



事業スキーム



期待される効果

- ・ 設備導入によるリユース・リサイクル段階でのCO₂削減の推進（平成32年度86,000tCO₂/年の削減効果）
- ・ 環境技術・システムの高度化による循環産業の競争力強化



背景・目的

- **プラスチックの3Rや紙等への代替は、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の観点から世界的課題。**
- そのような中、中国や東南アジアによる禁輸措置が実施・拡大中であり、既に大量の廃プラスチックが国内で滞留しており、社会問題化。焼却・埋立量や処理コストも増加傾向。
- こうした構造的な課題を乗り越え、かつ、イノベーションやライフスタイル変革を通じて新たなグリーン成長を実現するためには、従来型のプラスチック利用を段階的に改め、廃プラスチック等の省CO2リサイクルシステムを構築するとともに、石油資源由来の素材について、バイオマスプラスチック、紙等への代替を図っていくことが不可欠。
- このため、①プラスチック等のリサイクル省CO2化実証、②プラスチック等の代替素材の生産・リサイクルの省CO2システム構築実証を行い、**低炭素社会構築に資する国内資源循環システム構築の加速化を図る。**

事業概要

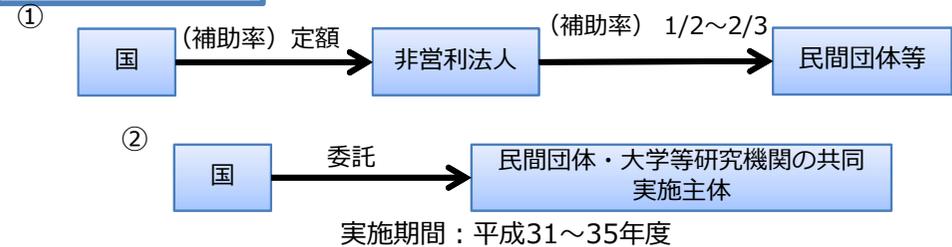
- ①プラスチック等のリサイクルプロセス省CO2化実証
コスト的な課題等からリサイクルが進まないプラスチック等について、省コストにつながる省CO2型リサイクルについての、技術面だけでなく採算性等の実用化に必要な項目について実証を行い、早期の市場導入を実現する。
- ②リサイクルが困難なプラスチック等の代替素材の生産・リサイクルの省CO2システム構築実証
リサイクルが困難なプラスチックの代替素材について、実際の試作品を用いた製造工程及びリサイクル工程等の省CO2化に関して技術性、省CO2性等実用化に必要な実証を行う。

期待される効果

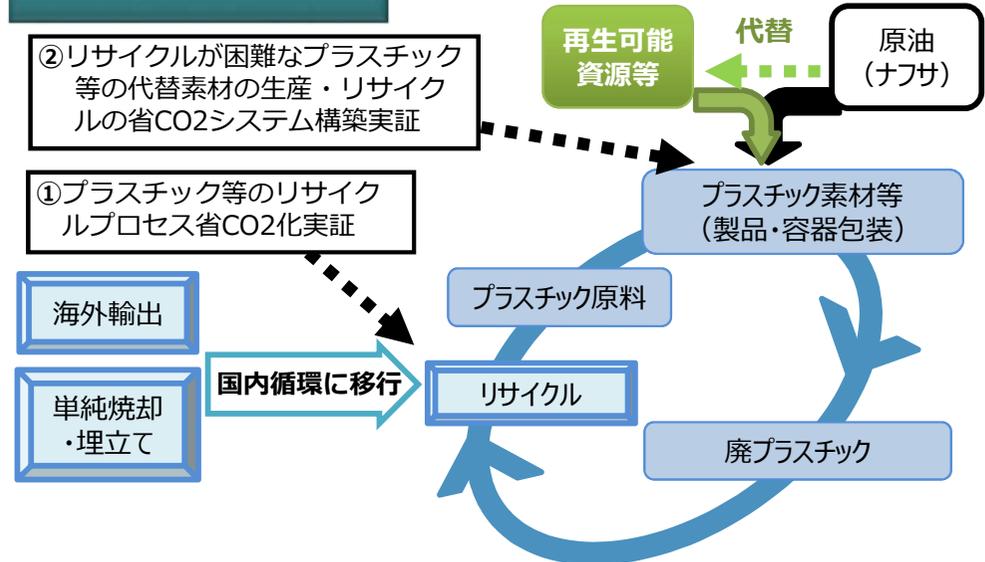
- 使い捨てプラスチック等の使用削減、バイオマスプラスチックの普及によるCO₂の削減（CO₂削減量：2030年度430万t）
- 代替素材の普及と回収・有効利用の促進によるCO₂の削減
- 脱炭素社会構築に資する新素材や技術等の社会実装による資源循環関連産業のグリーン成長

事業目的・概要等

事業スキーム



イメージ





容器包装等のプラスチック資源循環推進事業費

2019年度要求額
215百万円（80百万円）

背景・目的

第四次循環型社会形成推進基本計画において、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略を策定し、使い捨てプラスチック等のリデュース、使用済みプラスチック資源の徹底的かつ効果的・効率的な回収・再生利用等を推進することとされているところであり、これを着実に進めるため、必要となる施策に関する調査検討や民間主体での取組を促進するための措置を講ずる。

また、平成28年5月、中央環境審議会・産業構造審議会合同会合において取りまとめられた容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書を踏まえ、必要な施策を実施する。

事業概要

1. プラスチック資源循環推進事業

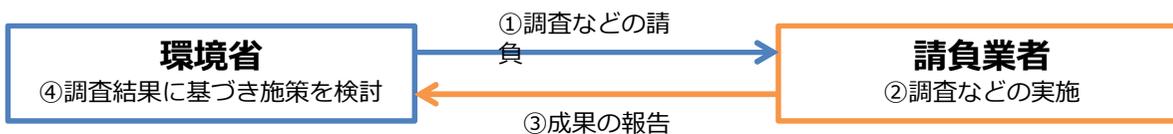
- (1) プラスチック資源循環に係る施策の検討調査
 - ・国内外実態調査
 - ・プラスチック資源循環に係る施策のあり方検討
- (2) プラスチック資源循環に係る3R推進事業
 - ・使い捨てプラスチック等のリデュース促進事業
 - ・多様な主体による未利用プラスチック資源等の回収・リサイクル事業
- (3) プラスチック資源循環戦略普及促進事業
 - ・海洋プラスチック問題解決のための各主体の連携協働事業
 - ・プラスチック資源循環戦略の普及啓発事業

2. 容器包装リサイクル推進事業

- (1) 容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R推進マスター）活動促進事業
- (2) リユース容器の活用分野等検討事業
- (3) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とする3R促進事業
- (4) 容器包装廃棄物排出実態等調査



事業スキーム





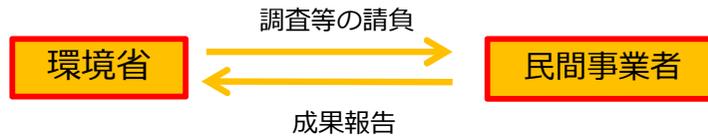
背景・目的

- 開発途上国は急激な経済成長の途上にあり、環境汚染の懸念
- 我が国は時代の要請に応じて循環産業を発展させてきており、環境保全及び資源循環において先進的な技術・システムを有する
- 本事業により、途上国の求める廃棄物処理・リサイクル・浄化槽による生活排水処理の実施を効率的に進め、世界的な環境負荷低減に貢献するとともに、環境インフラ輸出により我が国の経済を活性化する

事業概要

- 政府、自治体、事業者等が相互に連携し、制度の導入支援と、廃棄物処理・リサイクル・浄化槽による生活排水処理システムの輸出をパッケージ化
- 二国間協力や多国間協力と有機的に結びつけ、戦略的に支援

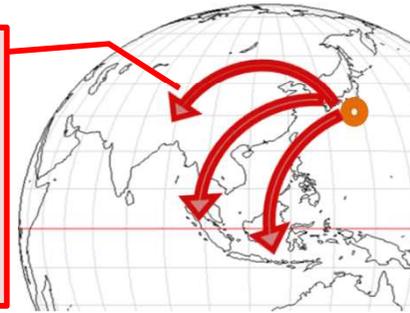
事業スキーム



期待される効果

- 適正な廃棄物処理・リサイクル・浄化槽による生活排水処理システムを国際展開 → 世界規模での環境負荷低減に貢献
- 循環産業の活発な国際展開 → 我が国経済の活性化

- ・国際展開に踏み出せる事業者を対象
- ・国際展開の可能性が高い国々におけるFS等を支援

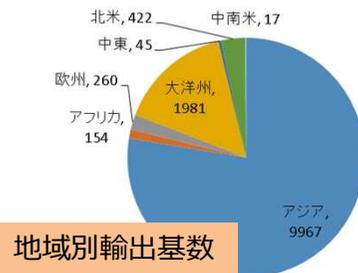
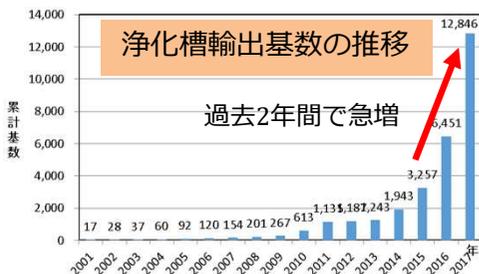


我が国循環産業海外展開支援 基盤整備事業

我が国循環産業海外展開 事業化促進事業

- (1) アジア諸国の3R・廃棄物処理・浄化槽関連情報の収集、情報提供、我が国循環産業・技術の海外発信
- (2) 国、自治体、事業者、研究者等による会合の開催、情報共有の推進
- (3) 廃棄物収集及び廃棄物由来固形燃料の国際標準化への積極対応
- (4) 集合処理・個別処理の長所を踏まえた污水处理施設普及案件形成、及び制度・維持管理体制整備

- 海外展開の具体的な計画段階にある廃棄物処理・リサイクル・浄化槽事業に対する、事業実現のための支援
 - (1) 事業実現可能性(FS)調査(新規参入枠・自治体連携も考慮)
 - (2) 情報発信・現地合同ワークショップ等で事業実施の協力関係構築
 - (3) 事業の円滑運営に向けた現地関係者の能力開発事業
 - (4) アフリカのきれいな街プラットフォームの取組促進(アフリカの廃棄物管理向上方策策定)
 - (5) ASEAN6国(タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマー)における取組促進(ガイドライン作成、入札情報収集など)
 - (6) 中東における取組促進(廃棄物発電の普及戦略の策定など)
 - (7) その他アジア地域における取組促進(廃棄物発電の普及戦略の策定など)





背景・目的

アジア諸国を中心に、**都市人口と廃棄物発生量が急増**し、エネルギー需要が高まるとともに処分場の立地制約や崩落・火災事故等の被害が顕在化している。他方で、大量に発生する**廃棄物はエネルギーを生む重要な資源**であり、廃棄物エネルギーの市場が急速に創出・拡大する今後数年間の事業化を重点的に後押しすることで、我が国の優れた廃棄物エネルギー利用技術をスペックインさせ、適正な技術のデファクト・スタンダード化を図る必要がある。

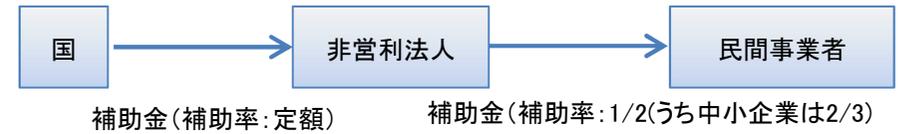
こうした状況を踏まえ、本事業では、技術や経験を有する**我が国の循環産業の国際展開を後押し**することにより、**アジア諸国等でのCO₂の大幅削減と廃棄物処理に貢献**する。(※日本再興戦略やインフラ輸出戦略に記載)

事業概要

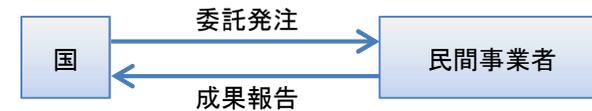
- I. 循環産業国際展開モデルの構築(補助) 203百万円(203百万円)
先進的な廃棄物発電事業の国際展開の実現可能性調査等について、廃棄物分野の二国間協力や自治体間連携、温対法排出抑制等指針、CO₂削減効果等を考慮しつつ、補助を実施。
- II. 循環産業国際展開モデルの拡大支援(委託) 50百万円(50百万円)
新たな廃棄物発電事業の実施に当たり、発電効率や安定性等の質の高さが確実に評価されるよう、発注や契約に関するノウハウを持った支援機関を当該国へ派遣し、優れた廃棄物発電事業の拡大を支援することで、CO₂の更なる削減に貢献。

事業スキーム

I. 循環産業国際展開モデルの構築(補助)



II. 循環産業国際展開モデルの拡大支援(委託)

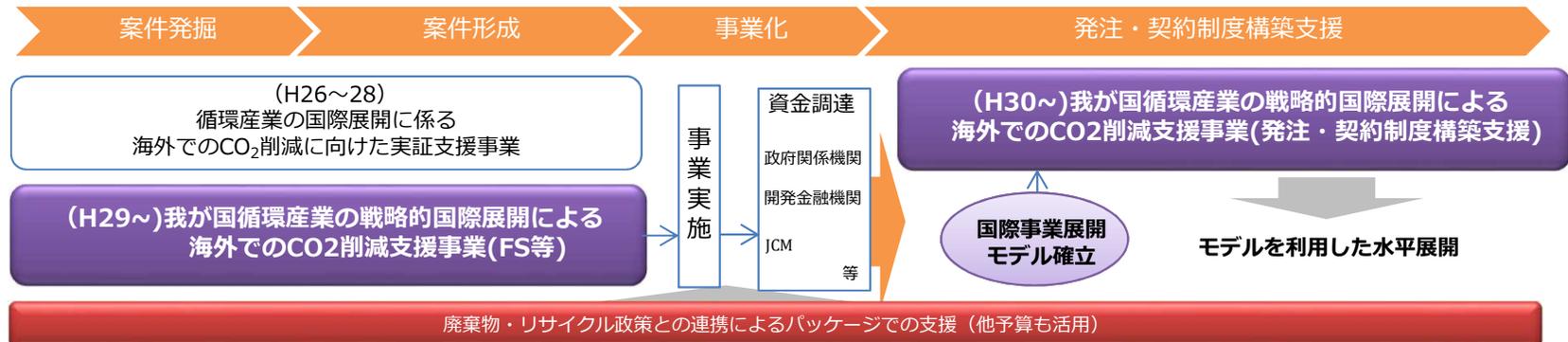


事業期間: H30年度~H32年度

期待される効果

- 2030年度(平成42年度)までに6件の事業化等により、約23億tCO₂/年(2030年度時点)削減。
- 国際展開経験が少ない我が国循環産業の国際展開を後押しし、途上国におけるCO₂の排出削減を図るとともに廃棄物問題を改善し、我が国経済に貢献する。

事業イメージ



全国ごみ不法投棄監視ウィーク等について

監視ウィークの概要

- ◆ 不法投棄の撲滅には、「不法投棄を発生させない未然防止対策」が重要。
- ◆ 平成19年度より、全国的な取組として、5月30日から6月5日を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定。
- ◆ 国、都道府県等、市民等が連携し、監視活動や啓発活動等を全国で実施。

【平成30年度の取組状況】

○ ウィーク期間内外の全ての予定事業数は4,966件（前年度：4,826件）

・ウィーク期間内に実施する事業数	国	： 226事業（前年度：203事業）
・ “ “ 外 “	“	： 276事業（前年度：284事業）

・ウィーク期間内に実施する事業数	都道府県	： 209事業（前年度：191事業）
・ “ “ 外 “	“	： 272事業（前年度：269事業）

・ウィーク期間内に実施する事業数	政令市	： 142事業（前年度：134事業）
・ “ “ 外 “	“	： 237事業（前年度：225事業）

・ウィーク期間内外に実施する事業数	市町村(政令市除く)	： 3,490事業（前年度：3,375事業）
-------------------	------------	------------------------

・ウィーク期間内外に実施する事業数	廃棄物関係団体	： 114事業（前年度：145事業）
-------------------	---------	--------------------

※（ ）内は全て前年度の実績。

【海洋ごみに係る取組の例】

- ・地方環境事務所と自治体の海上パトロール(海岸での不法投棄や漂着ごみの監視)
- ・海上保安庁と地元小学校の海岸清掃及び漂着ごみ調査

その他の取組

【不法投棄ホットライン】

不法投棄に早期に対応するため、関連情報の国民受付窓口として環境省不法投棄ホットラインを設置。情報受付時は、地方環境事務所を通じて、都道府県等に情報提供。適宜、都道府県等と連携した現地調査を実施。

【不法投棄等の未然防止等対策】

今後、更に都道府県等において独自に行った不法投棄の未然防止・拡大防止対策の優良な先進的事例の情報収集を行い、他県への展開を図る予定。